

IISE 調査研究レポート (No.14)

「データ連携を巡る課題とインセンティブ」

(2025 年度「データ連携を巡る社会課題と政策動向に関する調査研究」報告書より抜粋)

2026 年 5 月

国際社会経済研究所 主任研究員 岡部 稔哉

社会・経済活動のあらゆる場面で生成・蓄積されるデータは、単なる業務効率化の手段を超え、イノベーション創出、産業競争力強化、さらには社会課題解決や政策立案の高度化を支える基盤として位置付けられるようになってきている。とりわけ近年は、生成 AI をはじめとする高度なデータ利活用技術の普及により、高品質かつ多様なデータへのアクセスが、国や企業の競争力を左右する重要な要素となっている。

一方で、データの利活用が進むにつれ、個人情報やプライバシーの保護、企業秘密や知的財産の扱い、サイバーセキュリティの確保、さらには国境を越えるデータ流通に伴う主権や安全保障上の課題が顕在化している。また、複数の企業・組織が関与するデータ連携においては、データ提供に伴うコストやリスクに見合う見返りが不明確であることから、データが十分に共有されず、価値創出に結び付かないケースも少なくない。こうした課題に対処するためには、単なる技術基盤の整備にとどまらず、法制度、ガバナンス、経済的インセンティブを含む包括的な政策設計が不可欠である。

このような認識の下、欧州、米国、中国、日本をはじめとする主要国・地域では、データを戦略的資源と位置づけ、データの利活用と信頼の確保の両立を目指した政策展開が進められている。特に欧州では、AI・IoT 時代のデータ駆動型経済を支える新たなデジタルインフラの構築を志向するデータスペース構想の社会実装が進んだ。2025 年 11 月に発行された「欧州データユニオン戦略」では、AI 時代を見据えて乱立する制度を再構成するとともに、医療、金融、モビリティ、製造業などのセクター別データスペースのスケールアップ、そしてセクターをまたがる共通欧州データスペースの構築フェーズへの移行を進めている（いわゆる Season 2）。一方、米国では市場メカニズムと分野別規制を軸としたアプローチ、中国では国家主導によるデータ市場の整備、日本では、欧州の動向を強く意識しながらも分野別の実証や制度整備など段階的なデータ連携の推進が進められており、各国・地域ごとに異なる政策アプローチが展開されている。

本レポートでは、主要国・地域におけるデータ連携を巡る政策動向を整理・比較するとともに、データ連携を阻む要因や、データ提供を促進するためのインセンティブに関する検討動向について分析する。これらの検討を踏まえて、日本における今後のデータ利活用や産業競争力強化に向けた示唆を提示する。

1. 欧州、米国、中国、日本のデータ利活用戦略俯瞰

生成 AI の急速な普及とデータ駆動型経済へのシフトにより、データ利活用は各国・地域において産業競争力、社会課題解決、国家安全保障を左右する中心的な政策領域となっている。一方で、データの共有、取引、越境に関する制度設計は地域ごとに大きく異なり、各国の価値観や政策目的を色濃く反映している。本章では、欧州、米国、中国、日本の 4 極を対象に、データ利活用の動向を俯瞰し比較する。

1.1 欧州のデータ利活用動向概観

欧州のアプローチは、単一データ市場の実現を目的とした共通欧州データスペースの構築である。製造、エネルギー、医療、モビリティ等の分野ごとに、フェデレーテッド型のアーキテクチャを採用し、データ提供者が主権を保持したまま、安全かつ相互運用可能な条件でデータを共有する仕組みが整備されている。GAIA-X は、こうした思想を社会実装するフレームワークとして位置付けられている。

欧州のデータ利活用政策は、個人の権利保護と信頼の確保を出発点としながら、近年は競争力強化へと重点を移している。

欧州委員会から 2025 年に示された「欧州データユニオン戦略」¹は、生成 AI 時代における高品質データ需要の増大を背景に、制度の複雑さやデータのサイロ化によって十分な利活用が進んでいない現状を課題として提示し、ルール集約と成果創出への転換を明確に打ち出した。

生成 AI との関係では、欧州は信頼できるデータへのアクセスを競争力の源泉と捉えている。計算資源、データ、専門知を組み合わせ提供する「AI ファクトリー構想」²は、スタートアップや中小企業が法的に明確な条件下で高品質データを活用できる環境を整備することを目的としており、データスペースとの連動が重視されている。

また、データ提供を義務や善意に依存させるのではなく、研究開発や社会的価値創出に結びつくデータ提供に対し、成果連動型の支援や利用者への補償を検討するなど、持続可能なインセンティブ設計が重要な論点となり始めている。

1.2 米国のデータ利活用動向概観

米国のデータ利活用動向における最大の特徴は、民間主導のデータ取引市場が他地域と比較して成熟している点にある。米国では、データを経済的価値を有する資産として扱う考え方が定着

¹ European Data Union Strategy | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-union>

² AI Factories | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-factories>

しており、データブローカー、データマーケットプレイス、クラウド事業者、AI ベンダー等が関与する商用データ流通のエコシステムが形成されている。SaaS やクラウド基盤の普及、生成 AI 開発における外部データ需要の拡大を背景に、データの調達・取引・二次利用が実務として定着している点が際立つ。

制度面では、包括的な連邦レベルのデータ保護法は存在せず、州法が積み重なる形でプライバシー規制が構成されている。州ごとの差異は、成熟したデータ取引市場におけるコンプライアンス対応の複雑性を高める要因となっている。

近年は、安全保障の観点からデータ取引を捉える動きが明確化している。特定の国との一定のデータ取引を禁止・制限する枠組みが導入され、商用データ流通の自由度に対して国益・戦略的観点からの制約が加えられている^{3 4}。

1.3 中国のデータ利活用動向概観

中国のデータ利活用は、国家主導・中央集権型の設計が明確である。2024 年から 2028 年を対象とする「信頼できるデータスペース発展行動計画」⁵では、標準化、コア技術、共通サービス、監督管理を一体的に整備する方針が示されている。データ流通は、匿名化や暗号化、認証等を通じて管理可能な形で推進される。

中国のデータ利活用動向を理解する上で重要な要素として、各地で設立が進むデータ取引所（データ交易所）の拡大が挙げられる。中国では、データを国家の管理下で流通可能な経済資源として制度化する方針の下、地方政府に複数のデータ取引所が設立されており、その数は年々増加している（2024 年 11 月時点で 22 の省・自治区・直轄市において 30 余りのデータ取引機関が既に開業・運営中⁶）。取引所の拡大と並行して、データ取引の件数や取引規模（出来高）も増加傾向にある。これらは、国家レベルの政策方針を踏まえつつ、地方政府が整備を進めている点に特徴がある。

³ National Security Division | Data Security
<https://www.justice.gov/nsd/data-security>

⁴ DOJ finalizes rule restricting sensitive data transfers to countries of concern, including China | Davis Polk
<https://www.davispolk.com/insights/client-update/doj-finalizes-rule-restricting-sensitive-data-transfers-countries-concern>

⁵ 国家数据局关于印发《可信数据空间发展行动计划（2024—2028 年）》的通知-国家数据局
https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcfb/1122/20241122164142182915964_pc.html

⁶ 搭建活力“大卖场”：走进全国数据交易机构（附布局）_新浪科技_新浪网
<https://finance.sina.com.cn/tech/roll/2024-11-27/doc-incxfms6898367.shtml>

なお、越境データについては、輸出管理や安全審査を通じた事前許可型の厳格管理が採用されており、データは国家主権の重要な構成要素として扱われている。欧州が域内越境を促進するのは対照的に、中国では国内利用と国家管理が優先される。⁷

1.4 日本のデータ利活用動向概観

日本では、2025年がデータ利活用推進に向けた体制整備の節目と位置付けられる。分野別の政策や実証が進む中、それらを横断的に束ねる枠組みとしてデジタルエコシステム官民協議会（JDEP）⁸が始動した。さらに、データ社会推進協議会(DSA)やロボット革命・産業IoTイニシアチブ(RRI)など関連団体が結集し、「データスペース推進を加速する新たな連携」と題した共同声明を発表し⁹、JDEPへの共同提言や4団体協働の活動開始を打ち出した。官民協調によるデータスペース推進体制が整備されつつある。

医療分野は近年大きな転換点を迎えている。とりわけ、医療法改正をめぐる議論を通じて、公的医療データの二次利用に関する基本的な方向性が定まりつつある。従来、日本の医療データ活用は個人情報保護の観点から停滞していたが、医療法や次世代医療基盤法の改正により、二次利用の促進へと大きく舵が切られた。電子カルテやPHRなどの公的データを、匿名化・仮名化や第三者提供管理といった厳格な安全対策のもとで、研究開発等に有効活用するための法的基盤が整備されつつある¹⁰。個人の権利保護を前提としつつ、医療データを社会的資源として活用する方向性を明確化するものであり、日本のデータ利活用政策における重要な前進と位置付けられる。

欧州の視点から見た日本の最大の特徴は、データ・アデクアシー（十分性認定）を取得している点にある。日本はデータローカライゼーションを採用せず、制度的信頼性により欧州からの個人データ移転が可能とみなされている。日本のデータスペース構想は、ガバナンスによって越境データ移転を管理するという欧州の考え方と整合しており、欧州視点では信頼できるデータ移転先として位置付けられている。

⁷ China's digital data sovereignty laws and regulations - InCountry
<https://incountry.com/blog/chinas-digital-data-sovereignty-laws-and-regulations/>

⁸ デジタルエコシステム官民協議会 Japan Digital Ecosystem Partnership
<https://www.ipa.go.jp/jdep/>

⁹ データスペース推進を加速する新たな連携へ - RRI
<https://www.jmfrri.gr.jp/info/8612/>

¹⁰ 厚生労働省「医療法などの一部を改正する法律の成立について（報告）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/001606327.pdf>

表1 欧州、米国、中国、日本のデータ利活用俯瞰（文献¹¹）

比較項目	欧州連合	米国	中国	日本
データガバナンスのパラダイム	権利主導型 (Rights-driven)	市場主導型 (Market-driven)	国家主導型 (State-driven)	コンセンサス主導型 (Consensus-driven)
方針	<p>個人の権利保護とイノベーション推進を両立する連邦型(federated)データアーキテクチャ※1 を目指す「第三の道(the EU's third way)※2」を追求。</p> <p>※1 データの主権とプライバシーを確保しつつデータ共有とイノベーションを可能にする分散型のシステム構造</p> <p>※2 世界的な規範設定者(ルールメーカー)としての役割を固める</p>	<p>規制緩和をイノベーションの推進力にして、市場主導の R&D と成長を奨励。包括的な連邦法が存在せず分野別のパッチワーク。</p>	<p>国家安全保障とデータに対する国家管理に重点を置く。データ移転には厳しい管理とセキュリティを課す。</p>	<p>信頼に基づく自由なデータ流通(DFFT)の概念を推進。データ保護とイノベーションのバランスを追求するハイブリッドモデル。</p>
GenAI エコシステムの現状	<p>基盤モデル開発で米中に遅れる。ほとんどの企業はアプリケーション層。</p>	<p>世界的にリードしており基盤モデル開発で優位。2019 年から2023 年にかけて世界の GenAI 投資の75%を占める。基盤モデルの73%が米国発。</p>	<p>GenAI 関連の「プレイヤー※」の数では世界最多(60%)を占めるが、投資額では米国に大きく遅れをとる。基盤モデルの15%が中国発。</p> <p>※研究や事業に携わる組織の数</p>	<p>EU と戦略的優先順位(AI、データスペースなど)で一致。</p> <p>個人情報保護法の改正により、AI 開発のための同意要件の緩和へ。</p>

¹¹ Study - the next data frontier: generative AI, regulatory compliance and international dimensions | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/study-next-data-frontier-generative-ai-regulatory-compliance-and-international-dimensions>

データ移転/ ローカライゼーション	<p>データアデクアシー制度※ を通じた信頼できるパートナーとの自由な移転を促進。データローカライゼーション要件はない(正当な公共安全上の理由を除く)。</p> <p>※EU 域外の国や地域におけるデータ保護の水準がEU と同等であると欧州委員会が認める制度</p>	<p>分野ごとに断片化。EU-US Data Privacy Framework(DPF)に参加、自己認証して米国商務省に登録した企業のみ適用。</p>	<p>データローカライゼーションを戦略的ツールとして強調。越境移転は輸出規制の事前承認を要する。</p>	<p>2019 年に EU からアデクアシー認定を受ける。データ主権の原則に従い、データ所有者が課す使用制限を尊重。</p>
EU データアデクアシー制度における整合 (convergence)	-	部分的な整合 (Partial convergence)	限定的な整合 / 非準拠 (No/limited convergence)	完全な整合 (Full convergence)

欧州、米国、中国、日本の4極を比較すると、データ利活用の設計思想の差異が明確となる。欧州はルールメイクとガバナンスによるデータ管理による競争力の強化を志向し、米国は成熟したデータ取引市場を軸に市場主導で展開する。中国は国家主導のローカライゼーション型モデルを採用し、日本は充分性認定を基盤とした信頼型モデルを構築している。

日本にとっては、欧州との制度整合という強みを生かしながら日本独自の戦略を示し、実装と成果創出を通じて国際連携における存在感を高めることが今後の課題である。特に日本においては企業などそれぞれの組織でデータを囲い込む傾向が強いので、データ連携を阻む様々な障壁とそれを越えるためのデータ提供インセンティブの考え方は重要である。次章で深掘りする。

2. 複数企業間のデータ連携を阻むハードルと施策（データ提供者へのインセンティブ）

2.1 複数企業間のデータ連携を阻むハードル

「欧州データユニオン戦略」（2025年11月）¹² や欧州委員会の調査研究レポート¹³を参考に、データ提供者がデータ共有を躊躇する要因を分析すると、以下のように整理できる。

1) 戦略的資産としての価値化： AI 開発のみならず、多くの企業における事業活動において、データは重要な戦略的資産と位置づけられており、何らかの対価なしに他社へデータを提供することへの抵抗は大きい。また、データを共有することで自社の技術的優位性が損なわれたり、技術流出が生じたりする可能性があるとの警戒感も強い。一度データを外部に提供すると、その後の利用方法やアクセス主体に対するコントロールを完全には維持できなくなるためである。すなわち、営業秘密や知的財産といった競争力の源泉が他者に知られるリスクが生じる点が懸念される。加えて、国外への不当なデータ流出など、安全保障の観点からの不安も存在する。

2) データの扱いに関する法的な不確実性： GDPR をはじめとするデータ保護規制に加え、医療分野など部門別に存在する各種法令との整合性が必ずしも明確でなく、どのような条件であれば適法にデータ共有が可能なのか判断が難しい場合がある。また、匿名化処理を施したデータであっても、後に個人データと再評価されるリスクが残る点が、提供者にとって心理的な障壁となる。

3) コストおよび事務的負担： 複雑なルールや規制に対応するための体制整備や報告業務は、多大なコストと労力を要し、特に中小企業にとっては大きな負担となる。さらに、データ共有に先立って必要となるデータのクレンジング、アノテーション、標準化といった準備作業にも相応の手間と費用がかかるため、データ共有そのもののハードルが高くなる。

4) 競争法違反への懸念： 同業者（競合他社）と協力し、データをプールして複数の企業で共有する行為が、各国の競争法に抵触し、制裁対象となるのではないかという不安がある。このようなリスクの認識が、データ提供者に慎重な姿勢を取らせる一因となる。

¹² European Data Union Strategy | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-union>

¹³ Study - the next data frontier: generative AI, regulatory compliance and international dimensions | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/study-next-data-frontier-generative-ai-regulatory-compliance-and-international-dimensions>

以上のように、データ提供者がデータ共有を躊躇する背景には、戦略・安全保障、法制度、コスト、競争政策といった複数の要因が存在する。

2.2 データ提供者へのインセンティブに関する施策

ここではデータ連携・データ利活用を推進する上で重要となるデータ提供のインセンティブに関する検討動向を、欧州、米国、中国、日本の4地域について比較する。特に、前章で整理したデータ連携が進まない背景にある4つのハードルに着目し、それぞれの国・地域がどのようなインセンティブ設計によってこれらのハードルを克服しようとしているかを整理する。

<欧州>

欧州では、EU データ戦略の下で、医療やモビリティなど、いくつかの領域においては法的義務としてデータ提供が求められるが、データ提供を単なる規制対応ではなく、経済的価値創出につながる行為として成立させることも重視し、データ提供のメリットを高める施策と、データ提供に伴うリスクや負担を低減する施策を組み合わせ、インセンティブを検討している。

戦略的資産としての価値化の観点では、改訂版デジタル・ヨーロッパ・プログラム 2025-2027¹⁴において、開発された AI の利益の分配、AI が生み出すインサイトへの独占的または優先的アクセス、開発されたソリューションの共同所有といった仕組みが例示されている。これらは、データ提供者を価値創出の担い手として位置付けるものである。法的な不確実性への対応としては、欧州データ法¹⁵や欧州データガバナンス法¹⁶を中心に、データ仲介制度や共有条件の明確化が進められており、提供者が過度な法的リスクを負うことなくデータを共有できる環境が整備されている。コストと事務的負担の観点では、法的義務化に対する金銭的補償、データ共有コストを相殺する公的投資、成果連動型の公的資金提供に加え、低コスト認証スキームや共通基盤・標準化を検討、推進している。競争法違反への懸念についても、水平ガイドライン等を通じた整理が進められている。

<米国>

米国では、市場メカニズムがデータ提供の主要なインセンティブとして機能している。データ

¹⁴ Amendment of the Digital Europe Programme and work programme 2025-2027 | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/amendment-digital-europe-programme-and-work-programme-2025-2027>

¹⁵ Data Act | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-act>

¹⁶ European Data Governance Act | Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-governance-act>

マーケットプレースを通じた直接的収益化が進展しており、データは経済的な資産として扱われている。法的な不確実性やコスト・事務的負担については、契約と市場慣行を前提とし、プラットフォーム事業者が取引・管理に伴う負担を賄う構造となっている。

<中国>

中国では、データを土地、労働力、資本、技術に並ぶ第 5 の生産要素として位置付け、国家主導でデータの価値化と市場化を進めている。戦略的資産としての価値化の観点では、データ資産会計の導入や、データ取引所を通じた売買・価値分配の制度化が進展している。法的な不確実性については、国家主導で権利関係や取引ルールを明確化することで対応している。コストと事務的負担についても、公的資金の投入や取引所整備によって負担を軽減する対策が採られている。

<日本>

日本では、「基本方針」¹⁷において、義務的アプローチ、対価還元アプローチ、海外法制対応支援アプローチ、条件付支援アプローチ、デジタル公共財としての整備といった複数の手法を組み合わせる必要性が整理されている。戦略的資産としての価値化については、対価還元アプローチや「知的財産推進計画」においてはライセンス市場環境整備を通じて、データの経済的価値を顕在化させようとしている。法的な不確実性については、医療領域を中心に提供データの二次利用の仕組みの制度化に関する議論が進んでいる。

以上の検討中の対策案を、データ連携が進まない背景にあるハードルを軸として、整理すると下表のようになる。

¹⁷ データ利活用制度の在り方に関する基本方針（内閣官房 デジタル行財政改革会議 2025 年 6 月）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf?utm_source=chatgpt.com

表2 データ連携インセンティブに関する欧州・米国・中国・日本の検討内容の比較

データ共有を躊躇する要因 (ハードル)	欧州での検討	米国での検討	中国での検討	日本での検討
1) 戦略的資産としての価値化	<p>[利益分配]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIが生み出す利益分配 ・AIインサイトへの独占的アクセス ・開発したソリューションの共同所有 <p>など (参考: Digital Europe Work Programme 2025 - 2027 など)</p>	データ取引市場を通じた直接的収益化	<ul style="list-style-type: none"> ・データ資産会計の導入 ・データ取引所を通じた売買、価値分配の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・対価還元アプローチ (参考:「基本方針」など) ・「知的財産推進計画」におけるライセンス市場環境整備
2) 法的な不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・DGA等による仲介制度・共有条件の明確化 ・医療やモビリティ領域におけるデータ提供の義務化 	契約・市場主導 (データマーケットプレイスプラットフォーム市場、RWD市場)	国家主導で権利関係を明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・義務的アプローチ (参考:「基本方針」など) ・次世代医療基盤法改正・医療法改正など領域ごとに議論が進展
3) コストおよび事務的負担	<p>[補償]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的義務化に対する合理的補償 ・エンドユーザーに対する報酬 <p>[公的資金による助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ共有コストを相殺する公的投資 ・成果連動型の公的資金提供 <p>[負担軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業にも利用可能な低コスト認証スキーム ・共通基盤開発や標準化 <p>(参考: 欧州委員会調査研究レポートなど)</p>	契約・市場主導	公的資金投入や取引所整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・海外法制対応支援アプローチ ・データ提供などを条件とした公的支援アプローチ ・デジタル公共財の整備 <p>(参考:「基本方針」など)</p>
4) 競争法違反への懸念	「競争事業者間の協力協定に関する水平ガイドライン」に代表されるようなガイドラインやベストプラクティスの整備	-	-	「競争政策や消費者政策的な観点を含め、制度の在り方を2025年度に検討(基本方針)」

各国の比較から、データ提供のインセンティブは、データ自体に対する金銭的対価だけではなく、戦略的資産としての価値化、法的確実性の確保、コストと事務的負担の低減といった要素から構成されていることわかる。

欧州は法的義務化と合わせて、利益分配を含む価値化の仕組みと、制度・技術・財政面での負担軽減策を体系的に組み合わせている点に特徴がある。米国は市場主導、中国は国家主導という特徴の違いがある。これらの差異を踏まえた上で、データ利活用で先行する他地域における取組から学びながら、市場の成熟度に応じた日本におけるデータ提供インセンティブ設計とその実装計画を具体化し、推進することが重要である。

3. 日本への示唆

本調査研究で整理した欧州、米国、中国のデータ利活用政策の比較から、日本における今後のデータ連携政策に向けて、いくつかの示唆が得られる。

第一に、日本においては、分野別実証や個別制度の積み上げから、より横断的・戦略的なデータ政策へと転換していくことが求められる。

欧州では、欧州データユニオン戦略の下で、医療、金融、モビリティ、製造などの分野別データスペースを共通の理念とガバナンス枠組みのもとで構築し、相互接続を視野に入れた単一データ市場の創造を進めている。米国や中国においても、制度設計や市場形成のアプローチは異なるものの、データを国家・産業競争力の基盤と位置付け、中長期的な視点で政策と市場環境の整備が進められている。

これに対し日本では、各分野での実証事業や制度整備は進展しているものの、それらを束ねる上位戦略や、分野横断で共通化される原則・標準・ガバナンスの方向性は必ずしも明確ではない。その結果、データ連携は個別プロジェクトや関係者間の合意に依存し、持続性や規模の拡大に課題を抱えやすい。

この点で重要なのは、横断的・戦略的なデータ政策への転換にあたって、信頼確保を前提としたデータ共有ガバナンスを中核に位置付けることである。欧州は、データ仲介サービスやデータアルトリズムといった制度を通じて、データ提供者が過度なリスクを負わずに参加できる環境を整備している。こうしたガバナンスは、単なる規制ではなく、データ連携を成立させるための基盤となる。

また、日本においても、個人情報保護や企業秘密の保護、責任分界の不明確さに対する懸念が、データ連携を阻む大きな要因となっていることを踏まえ、契約、技術、組織の各側面から信頼を担保する枠組みを、分野横断的な政策の一部として体系的に整備する必要がある。特に、中小企業を含む幅広い主体が参加可能となるよう、低コストで分かりやすいルール、ガイドライン、標準契約や運用モデルを整備し、連携が例外ではなく前提となる環境を構築することが重要である。

第二に、データ提供者に対するインセンティブ設計の明確化と制度化が不可欠である。

欧州では、欧州データ法における合理的補償の考え方や、欧州データガバナンス法に基づく信頼性の高いデータ仲介サービス、公的投資によるデータ共有コストの軽減などを通じて、データ提供に伴うコストやリスクを制度的に吸収する仕組みが整備されつつある。これにより、データ提供が負担とならないよう配慮しつつ、データ連携を社会的に正当化する枠組みが構築される。

これに加えて、日本においては中長期的な視点から、データの価値が社会的・経済的に認知され、市場メカニズムを通じて取引される環境を段階的に整備していくという指針を示すことが重要である。

米国では、民間主導でデータ取引市場やデータブローカー、API エコノミーが発展し、データが経済資源として価格付けされる環境が形成されている。中国では、国家主導でデータを生産要素として位置付け、データ取引所の整備を通じて取引ルールや価格形成の枠組みを構築する動きが進められている。

しかし、日本のデータ連携は依然として途上であり、現時点で市場メカニズムだけに頼るのは限界があると思われる。そのため、データ連携のインセンティブ設計においては、市場の成熟度に応じて段階的に打ち手を講じる視点が有効である。

例えば、初期段階では、法的な不確実性の払しょくや競争法違反への懸念の解消が優先課題となる。ガイドラインの明確化やセーフハーバーの提示、標準契約条項の整備などにより、データ提供に伴うリスクを低減すること自体が重要なインセンティブとなる。次の段階では、初期コストや事務的負担の軽減を通じて、パイロットプロジェクトを実施し、データ連携のベストプラクティスを蓄積・共有することが重要となる。その上で、市場が一定程度成熟した段階においては、データを戦略的資産として価値化し、市場メカニズムによる自走を促すフェーズへと移行していくことが望ましい。

データ連携のインセンティブの考え方

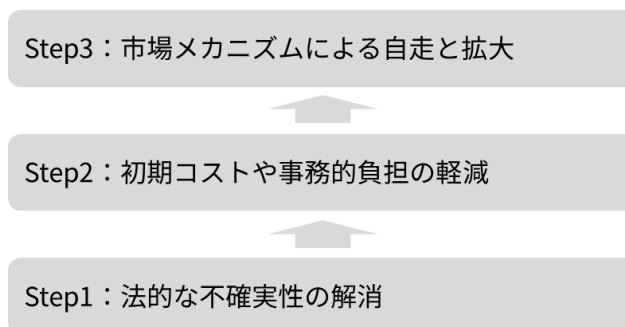


図1 データ連携のインセンティブ

日本のデータ利活用政策においては、「実証から実装へ」「善意や努力に依存した連携から、制度・ガバナンス・インセンティブに基づく持続可能な連携へ」といった転換が求められるが、欧州、米国、中国の動向は、そのための具体的な制度設計や政策手法に関する有益なリファレンスを提供しており、日本の社会制度や産業構造に適合させた形で取り入れていくことが今後の課題であろう。

以上